

『専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)(意見募集稿)』

2014年7月31日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

専利権侵害紛争案件審理の法律適用若干問題に関する最高人民法院の解釈（二）
（意見募集稿）

特許権侵害紛争案件を正しく審理するために、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国民事訴訟法」などの関連法律に基づき、審判実務を踏まえて、本解釈を制定する。

第一条 請求の範囲に二つ以上の請求項がある場合、権利者は起訴状において、被告がその専利権を侵害したとして起訴する根拠となる請求項を明記しなければならない。起訴状に記載しておらず、又は記載が明確でない場合、人民法院は、権利者に明確にするよう要求しなければならない。釈明をしたにもかかわらず、権利者が明確にしなかった場合、人民法院は、権利者がすべての独立請求項を選んだものと推定することができる。

第二条 被告技術方案は独立請求項及びその従属請求項に限定される保護範囲に含まれると権利者が主張し、審査を経て、被告技術方案は独立請求項に限定される保護範囲に含まれると判断された場合、人民法院は、被告技術方案がその従属請求項に限定される保護範囲に含まれるか否かを認定しなければならない。被告技術方案が独立請求項に限定される保護範囲に含まれないと判断された場合、人民法院は、直接、被告技術方案がその従属請求項に限定される保護範囲に含まれないものと認定することができる。

被告技術方案は、権利者が主張する一つ以上の請求項に限定される保護範囲に含まれる場合、人民法院は、被告技術方案が専利権の保護範囲に含まれるものと認定しなければならない。被告技術方案が二つ以上の請求項に限定される保護範囲に含まれる場合、人民法院による賠償金額の認定に影響を及ぼさない。

第三条 権利者が専利権侵害訴訟において主張した請求項が、専利復審委員会により無効と宣告された場合、専利権侵害紛争案件を審理する人民法院は、当該無効請求項に基づく権利者の起訴の却下を裁定することができる。専利復審委員会による専利権無効宣告決定について、行政裁判による取り消しの効力が発生していることを証明する証拠がある場合、権利者は、改めて起訴することができる。

第四条 請求の範囲、明細書及び添付図面における文法、文字、句読点、符号、図形などの誤りについて、当該領域における一般の技術担当者が請求の範囲、明細書を読むことにより明確に唯一の理解が得られる場合、人民法院は、この唯一の理解に基づいて認定しなければならない。

第五条 請求項に記載された文字の含意は明確であるが、明細書における対応する記述がそれと根本的に矛盾し、本解釈の第四条に規定する状況にも当たらない場合、人民法院は、請求項の記載に基づいて専利権の保護範囲を確定しなければならない。

請求項の含意が明確ではなく、法定の解釈方法を用いてもそれに限定される専利権の保護範囲を確定できず、本解釈の第四条に規定する状況にも当たらない場合、人民法院は、起訴の却下を裁定することができる。

当事者の挙証によって、専利権侵害訴訟の裁判が下される前に無効宣告請求人が上

記事由に基づいて当該専利の無効宣告を専利復審委員会に請求したことが証明された場合、人民法院は、訴訟の停止を裁定することができる。

第六条 人民法院による請求項についての解釈は、専利の発明目的に合致しなければならない。被告技術方案が、専利により克服される従来技術の欠陥を有している場合、人民法院は、それが専利権の保護範囲に含まれていないと認定しなければならない。

第七条 人民法院は、被告技術方案が専利権の保護範囲に含まれるか否かを認定するに当たって、通常、専利技術方案と被告技術方案における技術特徴の分解を行い、さらに、これを基に対応する技術特徴の対比を行わなければならない。

「技術特徴」とは、技術方案における、比較的単独で一定の技術機能を実現でき、かつ、比較的単独な技術効果を生じうる最小の技術単位をいう。

第八条 係争専利と他の専利とに分割出願など直接的な関連関係がある場合、人民法院は、当該他の専利及びその専利審査ファイル、発効した専利権付与・確認紛争裁判文書を用いて、係争専利の請求項を解釈することができる。

専利審査ファイルには、専利審査、審判、無効宣告手順において専利出願人又は専利権者が提示した書面資料や、国务院専利行政部門及びその専利復審委員会が発行した審査意見通知書、面談記録、口頭審理記録、発効した専利復審請求審査決定書と専利権無効宣告請求審査決定書などが含まれる。

第九条 人民法院が専利権の保護範囲を確定するに当たって、独立請求項の序言部分、特徴部分及び従属請求項の引用部分、限定部分に記載する技術特徴は、いずれも限定作用がある。

第十条 請求項において、機能又は効果をもって記述する技術特徴、いわゆる「機能的特徴」とは、構造、成分、段階、条件又はそれらの関係などについて、それが発明創造において果たした機能又は効果のみによって限定される技術特徴をいう。ただし、当事者の挙証によって、技術用語が当該分野に慣用されているもの、又は当該領域における一般の技術担当者が請求項さえ読めば直接的に明確にその技術内容を確定できることが証明された場合は、この限りでない。

明細書と添付図面に記載された上記機能又は効果を実現するために必要不可欠な技術特徴と比較して、被告技術方案の対応する技術特徴は、ほぼ同一の手段によって、同一の機能を実現し、同一の効果を収めるものであり、かつ、当該領域における一般の技術担当者が専利出願日に創造的な労働をせずに想到できるものである場合、人民法院は、当該対応する技術特徴が機能的特徴と同一であると認定しなければならない。

明細書と添付図面に記載された上記機能又は効果を実現するために必要不可欠な技術特徴と比較して、被告技術方案の対応する技術特徴は、ほぼ同一の手段によって、ほぼ同一の機能を実現し、ほぼ同一の効果を収めるものであり、かつ、当該領域における一般の技術担当者が専利出願日以降被告侵害行為発生日以前に創造的な労働をせずに想到できるものである場合、人民法院は、当該対応する技術特徴が機能的特徴と同等であると認定しなければならない。

第十一条 組成物の閉鎖形式請求項について、被告技術方案が請求項のすべての技術特徴を含みつつその他の技術特徴を追加している場合、人民法院は、被告技術方案が専利権の保護範囲に含まれないものと認定しなければならない。ただし、当該追加技術特徴が避けられない通常数量不純物に当たる場合は、この限りでない。

第十二条 被告技術方案が、製品請求項における使用環境特徴に限定される使用環境に適用できない場合、人民法院は、被告技術方案が専利権の保護範囲に含まれないものと認定しなければならない。

第十三条 製品請求項において、製造方法により製品を特定する技術特徴について、被告侵害製品の製造方法がそれと同一でも同等でもない場合、人民法院は、被告技術方案が専利権の保護範囲に含まれていないものと認定しなければならない。

第十四条 方法請求項における段階順序特徴について、人民法院は、請求項の記載に基づき、明細書や添付図面を踏まえて、段階順序の変化によって技術効果に実質的な影響を及ぼすか否かを確定し、さらにこれに基づいて、被告技術方案が専利権の保護範囲に含まれるか否かを認定しなければならない。ただし、本解釈第十五条に規定する状況に当たる場合は、この限りでない。

第十五条 請求項において「少なくとも」などの用語で数値特徴を特定し、又は「まず」などの用語で段階順序特徴を特定しており、かつ、当該領域における一般の技術担当者は権利者が当該用語の技術特徴に対する厳格限定作用を特に強調していると認め、権利者はそれと異なる技術特徴が同等特徴に当たると主張する場合、人民法院は、これを支持しない。

第十六条 専利出願人、専利権者は、専利権の付与・確認手順において請求の範囲、明細書を訂正し又は意見を陳述し、被告侵害者は、上記状況下で放棄された技術方案が専利権の保護範囲に含まれないと主張し、権利者の挙証によって、当該訂正又は陳述が審査官から採用されておらず又は専利権の付与・確認条件とは因果関係がないことが証明された場合、人民法院は、当該訂正又は陳述が技術法案の放棄につながっていないと認定しなければならない。

第十七条 人民法院が意匠の同一又は近似を認定するに当たって、一般消費者の観点から意匠特徴を全面的に観察し、全体の視覚効果を総合的に判断しなければならない。被告意匠に登録意匠の既存意匠と区別されるすべての意匠特徴が含まれていない場合、人民法院は、被告意匠が登録意匠と近似していないものと推定することができる。被告意匠に登録意匠の既存意匠と区別されるすべての意匠特徴が含まれている場合、人民法院は、当該意匠特徴が全体の視覚効果により大きな影響を及ぼしていると推定することができる。ただし、当事者が反証を提示して上記推定を覆した場合は、この限りでない。

「一般消費者」とは、被告侵害製品の直接購入者をいう。人民法院は、一般消費者の意匠に対する知識レベルや認知能力を認定するに当たって、登録意匠の「設計空間」（すなわち、デザイナーが特定製品の意匠を創作する自由度）を考慮しなければならない。設計空間が大きい場合、一般消費者が通常異なる意匠間の小さい差異に気づき

にくい。設計空間が小さい場合、一般消費者が通常異なる意匠間の小さい差異に気づきやすい。

第十八条 被告侵害意匠と登録意匠との差異は一般消費者が両者を区別できるほどのものではない場合、又は両者の差異は慣用意匠若しくは技術機能のみに決定される意匠に当たる場合には、人民法院は、両者が全体の視覚効果において実質的な差異がないものと認定しなければならない。

第十九条 セット製品の意匠専利について、被告侵害意匠がそのうちの一つの意匠と同一又は近似している場合、人民法院は、被告侵害意匠が意匠専利権の保護範囲に含まれるものと認定しなければならない。

第二十条 組立関係が唯一の組立製品の意匠専利について、被告侵害意匠が当該組立製品の組立状態での全体の意匠と同一又は近似している場合、人民法院は、被告侵害意匠が意匠専利権の保護範囲に含まれるものと認定しなければならない。

各部品間に組立関係がなく又は組立関係が唯一でない組立製品の意匠専利について、被告侵害意匠がそのすべての単独部品の意匠といずれも同一又は近似している場合、人民法院は、被告侵害意匠が意匠専利権の保護範囲に含まれるものと認定しなければならない。被告侵害意匠が一部の単独部品の意匠を欠き、又はそれと同一も近似もしていない場合、人民法院は、被告侵害意匠が意匠専利権の保護範囲に含まれないものと認定しなければならない。ただし、当該一部の単独部品の意匠がすべての単独部品の意匠の全体の視覚効果に顕著な影響を及ぼしていない場合は、この限りでない。

第二十一条 変化状態製品の意匠専利について、被告侵害意匠が変化状態図に示す各種使用状態での意匠と同一又は近似している場合、人民法院は、被告侵害意匠が意匠専利権の保護範囲に含まれるものと認定しなければならない。

被告侵害意匠が一部の使用状態での意匠を欠き、又はそれと同一も近似もしていない場合、人民法院は、被告侵害意匠が意匠専利権の保護範囲に含まれないものと認定しなければならない。ただし、当該一部の使用状態での意匠がすべての使用状態での意匠の全体の視覚効果に顕著な影響を及ぼしていない場合は、この限りでない。

第二十二条 権利者は、発明専利出願公布日から登録公告日にかけて当該発明を実施した単位又は個人が適宜な費用を支払うよう請求した場合、人民法院は、専利権侵害賠償金額確定に関する法律規定を準用することができる。

専利出願公布時に出願人が保護を求めた範囲が専利公告登録時の専利権保護範囲と一致せず、被告侵害技術方案が上記二つの範囲のいずれにも含まれている場合、人民法院は、被告侵害者が上記期間内に当該発明を実施したものと認定しなければならない。被告侵害技術方案がそのうちの一つの範囲にしか含まれていない場合、人民法院は、被告侵害者が上記期間内に当該発明を実施していないものと認定しなければならない。

発明専利の登録公告日以降に、専利権者の許可を得ずに、上記期間内に既に製造、輸入された製品について使用、販売の申出、販売を行い、権利者が専利法第十一条に基づいて上記実施行為を差し止めるよう主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。ただし、実施者の挙証によって、上記製造者、輸入者が専利法第十

三条の規定に基づいて既に適宜な費用を支払ったことが証明された場合は、この限りでない。

第二十三条 製品の販売契約書が法によって成立した場合、人民法院は、それが専利法第十一条における「販売」に当たるものと認定しなければならない。

第二十四条 専利方法により直接得られた製品にさらに加工、処理を加えて得られた後続製品について、再び加工、処理を行う場合、人民法院は、当該行為が専利法第十一条における「当該専利方法により直接得られた製品を使用」する行為に当たらないものと認定しなければならない。

第二十五条 関連製品が専ら発明創造の実施に供する原材料、部品、中間物などであると明らかに知りながら、専利権者の許可を得ずに、当該製品を当該専利を実施する権利がない者又は法により権利侵害責任を負わない者に提供して実施させ、権利者は当該提供者の行為が権利侵害責任法第九条に規定する「権利侵害幫助行為」に当たると主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

関連製品、方法が発明創造の実施に供することができると明らかに知りながら、専利権者の許可を得ずに、図面の提供、技術方案の伝授などの方法を通じて、当該専利を実施する権利がない者又は法により権利侵害責任を負わない者に実施するよう積極的に誘導し、権利者は当該誘導者の行為が権利侵害責任法第九条に規定する「権利侵害教唆行為」に当たると主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

第二十六条 被告侵害者が非侵害抗弁を主張するには、通常、一つの従来技術方案又は既存意匠だけにしか依拠できない。ただし、被告侵害者の挙証によって、被告侵害技術方案が「専利出願日以前に一つの従来技術方案と公知常識の明らかな組合せ」に当たり、又は被告侵害意匠が「専利出願日以前に一つの既存意匠と慣用意匠の明らかな組合せ」に当たることが証明された場合、人民法院は、被告侵害者の不侵害抗弁が成立すると認定することができる。

被告侵害者が主張した上記抗弁について、人民法院は、専利出願日に施行している専利法により従来技術又は既存意匠を定義しなければならない。

第二十七条 非強制的国家、業界又は地方の標準において係争専利の情報を明示しており、被告侵害者は、自らが当該標準を実施するに当たって専利権者の許可を必要としないことを理由に、専利権侵害に当たらないと主張する場合、人民法院は通常、これを支持しない。ただし、専利権者は「公平、合理的、非差別的」の原則に違反して、標準に係る専利の実施許諾条件について悪意により被告侵害者と交渉し、被告侵害者はこれを理由に実施行為を差し止めないと主張する場合、人民法院は通常、これを支持する。

標準に係る専利の実施許諾条件については、専利権者と被告侵害者が協議して決定しなければならない。十分な協議を経ても合意できなかった場合、人民法院に決定するよう請求することができる。人民法院は、「公平、合理的、非差別的」の原則により、専利の革新程度及び標準において果たした役割、標準が所属する技術分野、標準の性質、標準実施の範囲、関連する許諾条件などの要素を総合的に考慮して、上記実

施許諾条件を決定しなければならない。

法律、行政法規において、標準における専利の実施に関して別途規定がある場合、その規定に従う。

第二十八条 被告侵害者は個人消費の目的で発明創造を実施した場合、人民法院は、専利法第十一条、第七十条における「生産経営の目的」に当たらないものと認定しなければならない。

第二十九条 専利権者の許諾なしに製造されて販売された専利権侵害製品であることを知らずに、生産経営の目的で、当該製品について使用、販売の申出又は販売を行い、かつ、当該製品の合法的な出所を証明できる場合、権利者が上記販売の申出者、販売者による侵害行為を差し止めるよう請求したとき、人民法院は、これを支持しなければならない。上記使用者の挙証によって、専利権侵害製品の製造者が、権利者が侵害により受けた実際の損失を賠償したことが証明された場合、権利者が上記使用者による使用行為を差し止めるよう請求したとき、人民法院は、これを支持しないが、当該使用者は、専利権侵害製品と専利製品との値段の格差を支払わなければならない。

「知らない」とは、通常、「実際に知らない」ことをいう。ただし、権利者の挙証によって、上記侵害者が知るべきであったことが証明された場合、当該侵害者の「知らない」との主張について、人民法院は支持しない。

「合法的な出所」とは、正当な商業行為による専利権侵害製品の購入行為をいう。正当な商業行為は、合法的な購入ルート、通常の売買契約、合理的な価格などが含む。合法的な出所について、使用者、販売の申出者又は販売者は取引慣習に符合する関連証拠を提示しなければならない。契約書における権利瑕疵担保条項のみで合法的な出所を証明する場合、人民法院は支持しない。

第三十条 侵害者が関連専利の実施を差し止めれば社会公共利益を損ない、又は当事者間の利益バランスを著しく損なうことになる場合、人民法院は、侵害者が実施行為を差し止めず、合理的な使用費用を支払うよう命ずることができる。

第三十一条 権利者の申請に基づき、人民法院は、侵害者が侵害製品及び専ら侵害製品の製造に使われる材料と工具などを権利者に交付し処分させるよう命ずることができる。ただし、当該処分が他の物の価値を著しく損ない又は侵害製品が既に他の物に付着し入れ替えにくい場合は、この限りでない。上記物品が権利者に処分された場合、人民法院は賠償金額を確定するに当たって、当該物品の対応価値を差し引かななければならない。

第三十二条 権利者は専利法第六十五条第二項によって賠償金額を決定するよう主張するが、侵害者が提示した証拠によって、権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得られた利益又は合理的な専利実施許諾料が証明され、かつ、権利者がそれを覆すような反証を提示できない場合、人民法院は、侵害者が提示した証拠に基づいて賠償金額を決定することができる。侵害者が上記証拠を提示しなかった場合、人民法院は、専利法第六十五条第二項の規定に基づいて賠償金額を決定することができる。

第三十三条 権利者が既に挙証に尽力したが、専利権侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者に握られている場合、人民法院は賠償金額を決定するために、侵害者が専利権侵害行為に関連する帳簿、資料を提示するよう命ずることができる。侵害者が正当な理由なく提示せず又は虚偽の帳簿、資料を提示した場合、人民法院は、権利者の主張と権利者が提示した証拠を参照して賠償金額を認定することができる。

第三十四条 権利者と侵害者が専利権侵害の賠償金額又は賠償計算方法を約定しており、権利者が専利権侵害訴訟において当該約定により賠償金額を決定するよう主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

第三十五条 専利法第四十七条第二項における「専利権無効宣告前」とは、専利権無効宣告請求審査決定書に明記している決定日前をいう。当該項における「既に執行した」、「既に履行又は強制執行を行った」とは、既に実際に執行した、既に実際に履行又は強制執行した部分をいう。当該項における「悪意により」とは、専利出願人、専利権者が出願しようとする技術方案が従来技術又は既存意匠など専利権を付与すべきでない状況に当たると明らかに知りながら、当該技術方案について専利出願して専利権を取得することを含む。

第三十六条 人民法院は、当事者が和解契約書に基づいて提出した訴訟取り下げ申請を許可すると裁定した場合、専利権無効を宣告する決定は、専利権無効宣告前に当該協議書の既に履行された部分には、遡及効を有さず、まだ履行されていない部分は、履行しない。ただし、当該和解契約書が社会公共利益又は第三者利益を損なう場合は、この限りでない。

和解契約書において、専利権無効宣告決定の遡及効について別途約定がある場合、その約定に従う。

第三十七条 専利復審委員会が下した専利権無効宣告決定について、無効宣告請求人又は専利権者は法定期間内に人民法院に起訴せず又は当該無効宣告決定が人民法院の発効した裁判から支持され、当事者は当該無効宣告決定に基づき再審を申請し、専利権無効宣告前に人民法院が下したがまだ執行しておらず又は執行完了していない専利権侵害の判決、調停書を取り消すよう請求し、審査を経て事実であると判断された場合、人民法院は、再審を行わなければならない。当事者は上記無効宣告決定に基づき、専利権無効宣告前に人民法院が下したがまだ執行しておらず又は執行完了していない専利権侵害の判決、調停書を執行停止するよう請求し、審査を経て事実であると判断された場合、人民法院は、執行終了を裁定しなければならない。

専利復審委員会が下した専利権無効宣告決定について、無効宣告請求人又は専利権者は既に法定期間内に人民法院に起訴しているが最終審に至らず、当事者は当該無効宣告決定に基づき再審を申請し、専利権無効宣告前に人民法院が下したがまだ執行しておらず又は執行完了していない専利権侵害の判決、調停書を取り消すよう請求し、審査を経て事実であると判断された場合、人民法院は、再審審査を停止すると共に、もとの判決、調停書の執行を停止すると裁定しなければならない。